

本日のヒアリング事項（介護分野）

1. 情報公表制度の見直し**(1) 利用者等による介護事業者選択に資する情報の充実・整理**

情報項目及び表示方法の再検討（対象者向けの情報項目再編等）

(2) 利用者の利便性向上のための機能の追加

利用者の主体的なサービス選択に資する機能の追加（簡易ケアプラン作成、費用シミュレーション等）

(3) 情報公表システムの周知徹底**2. 第三者評価制度の見直し****(1) 受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援**

施設類型・都道府県別受審率目標の設定、受審状況の公表、都道府県への支援等

(2) 受審に係るインセンティブの強化

第三者評価を受審した場合の監査等における負担軽減等の措置の拡大及び周知

(3) 利用者選択情報としての位置付けの強化

- ・ 第三者評価の受審状況や評価結果の重要事項説明への組入れ
- ・ 評価結果の分かりやすい表示（介護事業所単位での「総合判断」の導入等）
- ・ 情報公表システムにおける第三者評価判断水準の表示

(4) 評価機関・評価調査者の適正化・標準化

- ・ 第三者評価機関認証要件をサービス類型毎に定めることによる専門性向上
- ・ 評価調査者に求められる標準的な能力の明示

3. 介護サービス契約の柔軟化**(1) 介護サービス提供方法の柔軟化**

- ・ 訪問介護サービスにおいて、保険内外サービスの同時一体的提供及び切れ目のない連続提供を可能とすること
- ・ 通所介護サービスにおいて、柔軟な保険外サービスの提供を可能とすること

(2) 価格の柔軟化

指名料、時間指定料等の徴取を可能とするようなルールの明確化

(3) 実施体制の確保

- ・ 柔軟化に伴う懸念点解消のための方策
- ・ 多職種アセスメントを経たケアプランに基づく柔軟な組合せの推進

(4) ガイドラインの整備

- ・ 上記（1）～（3）等を盛り込んだ、柔軟な組合せを可能とするガイドラインの整備及び周知

4. サービス供給の在り方の見直し

(1) 介護保険事業計画においてニーズを反映したサービス必要量・種類・内容の的確な落とし込みが行われるよう、国が地方公共団体に示す基本指針に明記すること

(2) 公募の公平性・透明性確保のためのルール策定

地方公共団体が行う公募に係る手続及び事業者選定に関する基準の整備

5. その他介護事業展開・業務効率化の支障となる各種規制の見直し

(1) 定期巡回、小規模多機能の事業展開上の支障となる規制の見直し

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレーターの兼務要件
- ・小規模多機能型居宅介護における登録者以外への訪問介護提供

(2) 介護事業者の業務効率化につながる制度の簡素化

(3) 社会福祉法人の基本財産への担保設定についての規制の見直し

民間金融機関のための担保設定につき、所轄庁の承認を不要とすること

以上